

甘楽町立小幡小学校いじめ防止基本方針

令和4年4月1日

1. いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（平成25年6月28日官報「いじめ防止対策推進法」より）

上記の定義のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない。」また「いじめは人権侵害である。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントを挙げる。

- ① いじめをしない・させない・許さない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ 児童及び職員の人権感覚を高め、児童と児童、児童と教職員の温かな人間関係を築く。
- ④ いじめの早期発見のために、積極的に取り組む。
- ⑤ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく保護者・地域・各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。

2. いじめの未然防止のための取組

児童一人ひとりが認められ、互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

「特別の教科 道徳」の時間においては、命の大切さについての指導を特に行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担しているということを知らせる。

(1) いじめをしない・させない・許さない雰囲気づくりに努める。

① あいさつ・歌・花いっぱい運動

人と人の結びつきの基本である挨拶や潤いのある環境づくりに取り組むことで関わりを豊かにし、いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。

② ありがとうの日

人との関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって周囲に応えようとする心情を高めるために、「ありがとうの日」を3と9のつく日に設定する。

③ 道徳の日

毎月19日を「道徳の日」に設定し、自己肯定感を育てるため、道徳ノート等を活用して心と心の連携を図る。

(2) 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

① 一人ひとりが活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は、学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

・縦割り班活動等の異学年交流の充実

- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
 - ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫
- ② 人との関わり方を身に付けるための活動
- 朝や帰りの会で、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そのような中に認められる自分が存在していることを感じ取ることで、自尊感情を育み、明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。
- ③ 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成
- 年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。
- ④ お互いを認め合い人とつながる喜びを味わう児童主体のいじめ防止(体験)活動の実施
- 学校(児童主体)全体で「いじめ防止年間計画」を作成し、学校行事・児童会活動・総合的な学習の時間や生活科等の中で、友達を認め分り合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力を養うと共に、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。
- (3) 学級経営の充実に努める。
- ① ソーシャルスキルトレーニングや「学校生活アンケート」の実施
- 児童の実態をきめ細かに把握し、より良い学級経営に努める。
- ② わかる授業の実践
- 児童一人ひとりが成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- (4) インターネット等を通じて行われるいじめ対策
- 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めると共に、児童に情報モラル教育を行う。

3. いじめの早期発見に向けての取組

- (1) いじめの早期発見のために、積極的に取り組む。
- 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識にたち、すべての職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につけていく。
- ① 子どもの声に耳を傾ける。
- 毎月第1週目に「学校生活アンケート」を実施する。また、そのアンケートをもとに、一人ひとりの児童と直接話をして思いを汲み取る。
- ② 子供の行動を注意深く見守る。
- 休み時間や放課後の活動の中での児童の様子に目を配ったり、ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。
- ③ 保護者や地域、関係機関と連携していく。
- 保護者や地域との信頼関係を築き円滑な連携を図ると共に、保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、学童保育所や民生児童委員等と連携して課題解決を図る。

4. いじめの早期解決に向けての取組

- (1) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。
- ① いじめ問題を発見した時には、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、いじめられている子供やその保護者の立場に立って事実確認を行う。
- ③ いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては、毅然

然とした態度で指導にあたり、行為の重大性を理解させ、反省・謝罪をさせる。

- ④ 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
- ⑤ 家庭に問題がある場合は、民生児童委員と協力して解決に当たる。

5. いじめ問題に取り組むための組織

(1) 学校内の組織

① 「生徒指導会議」

月 1 回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換及び共通行動についての話し合いを行う。

② 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主任、児童会担当、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、スクールカウンセラーによる「いじめ防止対策委員会」を設置する。また、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 教育委員会や家庭、関係機関と連携した組織

① 「拡大いじめ防止対策委員会」(必要に応じて開催する)

重大事態が発生した場合は、「拡大いじめ防止対策委員会」を開催し敏速に支援体制をつくり対処する。構成メンバーは「いじめ防止対策委員会」の他に以下を加える。

P T A 会長、P T A 補導教養委員長、小幡駐在、主任児童委員、校区内区長代表、青少年健全育成連絡協議代表、人権擁護委員、町教育委員会
なお、構成メンバーに対しては、事前に協力要請を行う。

6. 重大事態への対処 (28 条)

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合（児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発生した場合）
- ② いじめにより児童生徒が相当期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合
(「いじめ防止対策推進法」より)

(2) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会との協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 町教育委員会を通して、調査結果を町長に報告する。